

「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」

中間評価報告書

平成24年12月12日

独立行政法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター

「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」評価委員会

目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 評価の目的	2
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発プログラムの概要	4
1-5. 評価方法	8
2. 「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」中間評価	9
2-1. 当該研究開発プログラムの現状について	9
2-1-1. 研究開発プロジェクトの選考	9
2-1-2. 研究開発プログラムの運営	9
2-1-3. 研究開発の進捗状況	10
2-1-4. 研究開発プログラムの目的の実現の見通し	11
2-2. 当該研究開発プログラム全体について	12
2-2-1. 当該研究開発プログラムのコンセプト・方針に関しての意見・提案	12
2-2-2. 当該研究開発プログラムの事業運営改善への提案	13
2-2-3. その他、社会技術研究開発センターの今後の事業運営改善への提案	14
【参考資料】	
参考1：検討経緯	15
参考2：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法に関する 達	16

1. 評価の概要

科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達」において、「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」の評価は、研究開発の実施期間中、5年毎を目安として実施することとしているが、社会技術研究開発センターの方針に基づき、社会技術研究開発センター「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」評価委員会は、中間評価を実施した。

1-1. 評価対象

「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」（プログラム総括：土居 範久／慶應義塾大学 名誉教授）に関する、プログラム全体に関する、平成24年度までの研究開発の進捗状況と研究開発成果を評価の対象とした。

1-2. 評価の目的

研究開発プログラムの中間評価においては、研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、プログラムの目的の実現の見通しを評価し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直し等を行うことにより、研究開発プログラムの今後の事業運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」評価委員会が実施した。評価委員会の構成員は以下の通りである。

「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」評価委員会委員

役職	氏名	現職
委員長	妹尾 堅一郎	特定非営利活動法人 産学連携推進機構 理事長
委員	浅見 正弘	富士フイルム株式会社 執行役員
委員	荒井 寿光	東京中小企業投資育成株式会社 代表取締役社長
委員	石垣 恭子	兵庫県立大学大学院 応用情報科学研究科 教授
委員	伊藤 順朗	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 取締役 執行役員
委員	久寿良木 健	サイバーアイ・エンタテインメント株式会社 代表取締役社長 CEO
委員	熊坂 賢次	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
委員	嶋口 充輝	公益社団法人日本マーケティング協会 理事長
委員	下川 一哉	株式会社日経 BP 「日経デザイン」編集長
委員	関口 智嗣	独立行政法人産業技術総合研究所 副研究統括（情報通信・エレクトロニクス分野）
委員	矢入 郁子	上智大学 理工学部 准教授

1-4. 研究開発プログラムの概要

「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」は、平成22年度より開始され、研究開発プログラムの目的と推進方法について、以下のとおり設定された。

1-4-1. 問題解決型サービス科学研究開発プログラムとは

問題解決型サービス科学研究開発プログラムとは、社会の具体的あるいは潜在的なニーズを把握し、実データや事例を利用し、分野融合型のアプローチで、問題解決のための技術・方法論等を開発するとともに、さらに「サービス科学」の研究基盤構築を目指した研究を推進するものである。

1-4-2. 「サービス」及び「サービス科学」の考え方

サービスは社会的・経済的価値を生み出す機能を有し、金融業や小売業、情報サービス等から、環境・エネルギー、行政、福祉・医療等の公的サービスまで幅広い分野に至るが、従来、サービスは商品に付加的なもの、あるいは製造業と区分されたサービス産業における商品として捉えられてきた側面がある。

一方、サービスにより生まれる価値には、サービスと貨幣との交換によって生まれる価値（交換価値）に留まらず、モノやサービスを利用することによって生まれる価値（利用価値）までも含まれ、サービス（サービス業）とモノ（製造業）とは不可分であるという考え方が近年、世界的に広がりつつある。

以上より、本プログラムでは、「サービス」を「提供者による、被提供者のための価値創造を目的とした機能の発現」と捉える。

また、本プログラムの「サービス科学」が従来の科学研究やサービス関連の研究開発と異なるのは、既存のサービスに科学的アプローチを導入してその効率化や最適化を図るだけでなく、社会における様々なサービスについて、サービスの提供者と被提供者を含むアプローチにより、科学的な概念・理論・技術・方法論の知見を生み活用していくことで、新しい学問的基盤の構築と価値の向上や創造を実現しようとする点である。

なお、ここで用いる「科学」は、数学や情報通信工学等までも含む自然科学分野と、マネジメントやマーケティング、文化人類学等の人文・社会科学分野の両方を含むものである。以上を踏まえ、本プログラムでは「サービス科学」を「サービスに係わる科学的な概念・理論・技術・方法論を構築する学問的活動、及びその成果を活用すること」と捉える。

1-4-3. 研究開発プログラムの目的

- (1) 問題解決に有効な技術・方法論等を開発する。
- (2) 「サービス科学」の研究基盤を構築する。
- (3) 研究成果を、様々なサービスに活用し、個々の問題を解決することで、社会に貢献する。
- (4) 「サービス科学」の研究者・実践者のコミュニティ形成に貢献する。

1-4-4. 二種類の研究アプローチ：A. 問題解決型研究とB. 横断型研究

上記の目的を達成するために、本プログラムでは具体的なサービスに係わる問題解決を起点とする「A. 問題解決型研究」と、「サービス科学」の研究エレメントを起点とする「B. 横断型研究」の二種類の研究アプローチを設定する。

A. 問題解決型研究の問題解決とB. 横断型研究の科学的な概念・理論・技術・方法論の創出とが補完的に働き、「サービス科学」の研究エレメントが一般化・体系化されること、基盤構築の進捗が期待される。

【A】「問題解決型研究」：具体的なサービスの問題を対象に、問題解決のための技術・方法論などを開発し、問題を解決するとともに、得られた技術・方法論が「サービス科学」の研究基盤の構築に貢献することを目的とする研究。

【B】「横断型研究」：研究エレメントに焦点を当て、新たな知見を創出し積み上げることで体系化し、「サービス科学」の研究基盤を構築する。それにより将来的に現場のさまざまな問題解決に応用され、サービスの質・効率を高め、新しい価値の創出に貢献することを目的とする研究。

なお、平成22年度から平成24年度までに採択した課題は、以下の通りである。企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間調査を行ったものである。

<平成22年度採択研究開発プロジェクト>

研究アプローチ ※1	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
A	音声つぶやきによる医療・介護サービス空間のコミュニケーション革新	内平 直志	株式会社東芝 研究開発センター 技監	3年間
	サービスシステムモデリングによる産業集積における価値共創の可視化と支援	木嶋 恭一	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授	2年 4カ月 ※2
B	顧客経験と設計生産活動の解明による顧客参加型のサービス構成支援法～観光サービスにおけるツアー設計プロセスの高度化を例として～	原 辰徳	東京大学 人工物 工学研究センター 講師	3年間
	文脈視点によるサービス価値共創モデルの研究	藤川 佳則	一橋大学大学院 国際企業戦略研究 科 准教授	3年間

※1 A. 問題解決型研究：具体的なサービス分野を対象に、当該サービス分野に係る問題解決のための技術・方法論等を開発し、問題を解決するとともに、得られた技術・方法論が「サービス科学」の研究基盤の構築に貢献することを目的とする研究。

B. 横断型研究：研究エレメントに焦点を当て、新たな知見を創出し積み上げることで体系化し、「サ

サービス科学」の研究基盤を構築します。それにより、知見が将来的に現場の様々な問題解決に応用され、サービスの質・効率を高め、新しい価値の創出に貢献することを目的とする研究。

B. 「横断型研究」の下に、文理融合に重点を置いた研究アプローチのB1（文理融合型）と、人文・社会科学系に重点を置き、長期的な理論形成を指向する研究アプローチのB2（人文・社会科学型）を設定する。

※2 研究開発の進展状況を評価した上で、研究開発費の縮減および研究開発期間の短縮を実施。

＜平成22年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞※3

企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
国別適応型サービス設計のためのサービス価値導出プロセスの観測と同定のための企画調査	浅間 一	東京大学大学院工学系研究科 教授	6カ月間
製販一体型の情報循環実現に向けた顧客サービスの計測・解析に関する企画調査	貝原 俊也	神戸大学大学院システム情報学研究科 教授	6カ月間
地方都市活性化のための社会シミュレーションモデル企画調査	寺野 隆雄	特定非営利活動法人横断型基幹科学技術研究団体連合調査研究委員会 調査員	6カ月間
医療・介護サービスにおける場づくりと共創的イノベーションに関する企画調査	三宅 美博	東京工業大学大学院 総合理工学研究科 准教授	6カ月間

※3 プロジェクト企画調査：研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために、半年間、調査を行ったもの。

<平成23年度採択研究開発プロジェクト>

研究 アプローチ	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開 発期間
A	農業水利サービスの定量的評価と需要主導型提供手法の開発	飯田 俊彰	東京大学大学院 農学生命科学研究科 講師	3年間
	サービス指向集合知に基づく多言語コミュニケーション環境の実現	石田 亨	京都大学大学院 情報学研究科 教授	3年間
B	日本型クリエイティブ・サービスの理論分析とグローバル展開に向けた適用研究	小林 潔司	京都大学大学院 経営管理研究部 部長	3年間
	やさしい社会の実現を目指したサービスにおける利他性の研究：自殺防止相談員の事例を中心に	舘岡 康雄	静岡大学大学院 工学研究科 教授	3年間
	医療サービスの「便益遅延性」を考慮した患者満足に関する研究	藤村 和宏	香川大学 経済学部 教授	3年間

<平成24年度採択研究開発プロジェクト>

研究 アプローチ	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開 発期間
A	共創的デザインによる環境変動適応型サービスモデルの構築～レストランサービスを例として～	貝原 俊也	神戸大学大学院 システム情報学研究科 教授	3年間
	文化的な空間における触発型サービスによる価値創造	中小路 久美代	株式会社 S R A 先端技術研究所 所長	3年間
	ITが可能にする新しい社会サービスのデザイン	中島 秀之	公立はこだて未来大学 学長	3年間
	介護業務における情報活用基盤を用いた介護の質の評価に基づく、新しい「人財教育・評価サービス」の検討・実用化	村井 純	慶應義塾大学 環境情報学部 学部長 / 教授	3年間
B ※4	金融サービスにおける企業・従業員・顧客の共創価値測定尺度の開発	戸谷 圭子	同志社大学大学院 ビジネス研究科 准教授	3年間

※4 B2：横断型研究（人文・社会科学型）

1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティ」の両面から評価することとしている。今回の中間評価では、「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」評価委員会は、「ピアレビュー」、すなわち当該プログラムに係る専門家としての専門的観点からの評価と「アカウンタビリティ」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価を実施した。

評価にあたっては、本評価のためにプログラム総括が作成した戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」中間評価用資料（プログラム活動報告書）と、平成24年10月18日に開催された当該研究開発プログラムの第3回フォーラムにおけるプログラム総括及び研究開発プロジェクトの研究代表者の発表、評価委員会におけるプログラム総括によるプレゼンテーション及び意見交換、参考として、一部の研究代表者によるプロジェクト進捗報告のプレゼンテーション及び意見交換を基に行った。

2. 「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」中間評価

2-1. 当該研究開発プログラムの現状について

2-1-1. 研究開発プロジェクトの選考

本研究開発プログラムでは、どのようなサービスを研究対象にしているかを強く意識し、複数の研究開発プロジェクトでより広い領域をカバーすることを目指しているように推察される。しかしながら、「サービス科学」のように新しい学問分野を切り開くことまでも目的とする難易度の高い研究開発プログラムであれば、複数のプロジェクトを統括する傘としての研究開発プログラムは、個々の研究開発プロジェクトがサービス科学の「三層モデル」におけるどの研究開発層¹の目的を達成するのか、全ての層は網羅されているのか、そして最終的には各層の知見を統合することでサービス科学という新しい学問に高い知見の山が築かれうるのかに注意を払うべきである。

現状の研究開発プロジェクトの選考については、過去3年間の公募で採択された研究開発プロジェクトの構成を概観する限り、選考過程、バランスについては、プログラム総括のもとで熟慮されており、直近・短期局所的なサービス科学への貢献という観点からすれば当初の選考過程に関して大きな問題を感じることはない。公募提案状況をみると、今の時代状況が求める問題解決の具体的な方向性を反映しており興味深く、その現実的な社会的問題解決を配慮したかたちでプロジェクトが採択されており、新しい時代のサービス革新への期待を込めた選考になっている。しかしながら、社会技術研究開発センターが目指した「科学技術を通じたイノベーションで社会が抱える問題の解決を目指す」との主旨を鑑みれば、研究開発プログラム全体として、直近・短期局所的なサービス科学を足掛かりに「次世代のイノベーション」をどう展開しようとしているのかについて、より科学的に考察することが望まれる。この点を明確な基準としてプロジェクトを選考し、アドバイザーは必要な指導を行い、研究開発プログラム全体の成果につなげていくべきである。

「サービス科学」という研究内容にかなり多様性があり、それゆえにプロジェクトのバランスを考慮しているようだが、既存の産業分野にこだわらずに戦略的に強化したい中期的なサービス研究分野を設定し、その分野の理論と内容の充実化を図る方法を検討しても良いだろう。同時に、戦略分野以外で、特に優れた研究があった場合は選考対象にしても良いのではないかと。

2-1-2. 研究開発プログラムの運営

プログラム総括から提示された研究開発プログラム全体の構想、すなわち、第一層はプロジェクトにより具体的な課題を取り上げて、これを解決することの鍛錬を積むことで汎

¹ 「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」では、個々の研究開発プロジェクトを第1層 (Layer 1)、研究開発プロジェクトの上位層を第2層 (Layer 2) として、サービス科学の知識のクラスター化、それらの関係性とそれぞれの研究エレメント抽出、モデル化を行う層とし、第3層 (Layer 3) を政策提言、制度化を行う層とする。

化を試み第二層の横展開を実施することは本研究開発プログラムが掲げる目的を実現するための要となるひとつの手法としては妥当と判断する。一方で、第一層の成果が十分に上がっていない、または、この研究開発プログラム全体の仮説検証のための構想が研究開発プロジェクトへ十分に理解・浸透していないことから、研究開発プログラムとして機能していないことを懸念する。これは、プログラム総括の下でその方針を浸透させるべきアドバイザー・ボードが十分に機能していないためではないか。現在の多忙なアドバイザーだけでは日々の研究開発プロジェクトの研究進捗に対して強く方針を出せない可能性があるため、当プログラム総括を補佐する機能の強化を図ることを提案する。

本研究開発プログラムの目的に照らして、「問題解決のための技術・方法論の開発」及び「『サービス科学』の研究基盤構築」を目指した研究を推進できているか、という観点では不足感を否めない。研究開発プロジェクトの中には個別の商品としてのサービス開発を進めているに留まり、上位の方法論、さらには基盤構築につながる活動には遠いように感じられるものもあった。当プログラム総括もしくはアドバイザーから、あくまで本研究開発プログラムの目的である「問題解決のための技術・方法論の開発」及び「『サービス科学』の研究基盤構築」を目指すことを適切に指導すべきと考える。現時点で各プロジェクトの推進方向の確認が強く望まれる。

プロジェクト実施者に対して、プログラムマネジメントチームが定期的にサイトビジット（現地訪問）等を通じて進捗状況のチェックやプログラム合宿を行うことや、年次の「研究開発実施報告書」へのフィードバックを確実に行うというマネジメントの仕組みは、現実的な支援として評価できる。また、フォーラムや本委員会での研究開発プロジェクトの進捗報告における成果発表にもその結果は出ていると考える。ただし、フォーラムや学会等で発表される内容は、大きなプロジェクトの中の一部であることが多い。したがって、本研究開発プロジェクトとしての最終的な目的は、各研究開発プロジェクトの研究実施者らと随時確認・共有する必要がある。

今回の中間評価で進捗報告が行われ問題点が指摘された研究開発プロジェクトについては、プログラム総括または研究開発プロジェクトの担当アドバイザーが積極的に関与することが必要である。研究開発成果についての厳しいチェックと助言こそ、研究開発プロジェクトの迷走状態からの脱出を可能にする重要な手段である。

プログラムアドバイザーの構成について、「次世代のイノベーション」の展開まで踏み込むためには、将来の産業モデルが語れるアドバイザーの知見も必要であろう。また、研究開発プロジェクトが関わる分野を広くカバーしているが、“問題解決型”の個別具体的な産業領域を当面の研究対象としている以上、現在指名されている学術的・技術的に権威のあるアドバイザーだけでなく、その産業分野で本当に通用する、あるいは「使える」研究かどうかの意見を出せるアドバイザーを配することで、より研究開発成果が社会に活用される機会が高まると考えられる。例えば、ヘルスケアの応募が多い割に医療系の分野のアドバイザーが少ないようである。

2-1-3. 研究開発の進捗状況

本研究開発プログラムの現状は、所期の目的に照らして決して十分とはいえない。具体

的な改善は、各研究開発プロジェクトの活動の方向を修正し、本研究開発プログラムの目的に貢献できるよう変えていくことが肝要で、その過程で研究開発プログラム全体のマネジメントの方針も明確化され、今後の研究開発プロジェクトの活動方向も定まり、それぞれに成果を期待できるように集積できるのではないかと。各研究開発プロジェクトの活動を修正していくために、「本研究開発プログラムの社会的、科学技術的貢献とは何か」を改めて整理・明確化することが望まれる。これは、プログラム総括とプログラムアドバイザーで徹底的な議論を行って明確化した後、マネジメントレベルでしっかりと共有することが必要だと思われる。

また、研究開発プログラムの進捗状況の確認を、いつの時点でどの程度の頻度で行うかが重要と思われる。研究プロジェクトの性格にもよるが、最終報告の近くになって集中的に研究を行うようなやり方は好ましくない。その意味で、公式の報告機会の頻度を高め、研究報告のインターバルを短くすれば、進展状況がよくわかり、継続的な研究活動がしやすくなるのではないかと。この種の研究開発プログラムでは、研究そのものにどの程度の経費が使われているかをしっかりチェックすることでも進捗状況を見ることができるので、その視点を運営マネジメントに入れることも有効と考えられる。

中間発表の段階なので、まだ最終成果への見通しを判断することには慎重であるべきと考慮した上で現状の進捗状況から判断すると、研究開発プロジェクトごとの成果に差異が大きく、最終成果が大いに期待できるものと、反対にかなりの危うさを感じさせるものの双方が存在するのが実情である。最終成果について現時点で目標が達成できそうもないプロジェクトについては、目標の変更も含めて、具体的な成果が上がるような方向での修正が必要であろう。そこへのアドバイザーからの積極的な関与が期待される。

なお、本研究開発プログラムの残りの期間で、研究開発プログラムとして目標としてきた第二層の汎化を進めることは、現状のままでは極めて困難な状況にあるのではないかとと思われる。そこで、できるだけ早いタイミングで研究開発プロジェクト実施者を招集して、アドバイザー・ボードとの協働により第二層の検討に着手すべきと考える。その上のサイクルまで踏み出すことが本研究開発プログラムの目標だとすれば、その計画と実行体制を速やかに構築することが必要である。

2-1-4. 研究開発プログラムの目的の実現の見通し

研究開発プログラムが設定する目的の実現は、現状のままでは困難であり改善の必要があると評価する。

本研究開発プログラムの目的は、「社会の具体的あるいは潜在的なニーズを把握し、実データや事例を利用し、分野融合型のアプローチで、問題解決のための技術・方法論等を開発するとともに、『サービス科学』の研究基盤構築を目指した研究を推進する」ことであり、具体的には、「(1) 社会における様々なサービスを対象に、その質・効率の向上と新しい価値の創出・拡大のために、問題解決に有効な技術・方法論を開発する、(2) 『サービス科学』の研究者・実践者の連携・協働を促し、コミュニティ形成に貢献する」ことである。これは非常に重要なテーマであるが、問題は、これをどのように具体化して達成していくかということである。そのためにはまず、プログラム総括及びプログラムアドバイザーで、こ

の目的・課題を上位から下位のレベルに具体的な形で整理する（目的と活動と手段を明確にする）ことが有効ではないかと考える。各プロジェクトの活動は、こうした課題の達成に貢献するものであるはずなので、どのような形で成果を出してもらうことが上記目的の達成に対して有効なのかも明確になる。

研究開発プロジェクトの成否が研究開発プログラム全体の成否に影響を及ぼすことは明白なので、プロジェクトの成果を最大限にするためにも、組織が肥大化することは良いこととは言えないが、研究開発プログラムにおける位置づけと目的を十分に考慮した上で、アドバイザーのメンバーの役割と構成の改善が必要ではないか。アドバイザーの担当件数や業務負担量に偏りがあるように感じられるが、過度の負担のために指導内容が薄まることを避ける必要がある。また、平成 23 年度以降に採択された研究開発プロジェクトに関しては、概ね 2 年を目処に外部委員を入れた進捗確認と助言の機会を設けることが望ましい。

各研究開発プロジェクトが個別の問題解決を目指すだけでなく、仕組みや理論として普遍化可能で、他の事業にも応用可能にするためにさらに何をすべきかを再確認し、研究開発プロジェクトのみならず、研究開発プログラムの中で明確に位置付けされる必要があると考える。

2-2. 当該研究開発プログラム全体について

2-2-1. 当該研究開発プログラムのコンセプト・方針に関して

の意見・提案

本研究開発プログラム設置の目的として設定された、「社会における様々なサービスを対象に、その質・効率の向上と新しい価値の創出・拡大のために、問題解決に有効な技術・方法論等を開発する。抽出した知見を積み上げていくことで、「サービス科学」の概念・理論・技術・方法論を創出して、将来的に様々な分野のサービスで応用可能な研究基盤を構築する」ことは極めて重要で、これに関しては今後とも堅持し、成果を上げていくことが望まれる。決して個別サービスの改善・商品開発に留まらず、ある分野でサービスを軸に価値共創を進められる方法論の確立が強く期待される。それが研究基盤の構築につながれば、わが国の産業の競争力強化の展望が開けてくると思われる。この点からも、既往研究開発プロジェクトのマネジメント強化を含め、本評価報告に示された研究開発プログラム・事業運営の改善・強化を着実に進めることを前提として、来年度も新たな研究開発プロジェクトの公募・採択を行うべきと考える。その際、重要なのは、「サービス科学」を単なる「既存のサービス産業の科学的な改善」といった卑近な目的に限定しがちな常識的な考えに対し、「サービス」という概念により次世代の産業横断的なイノベーション創出が加速される可能性を強調し、他の産業に対して敷衍（ふえん）できる基盤的な考えとして確立することを推進することであろう。

また、研究として確立していない「サービス科学」を、複数の学術分野の融合による新たな知見の発見とその体系化・システム化に係わる学術的アプローチ及び一般化に至るプ

ロセスと捉えるか、あるいは、利用可能な科学・技術・ノウハウ等の人々の知恵を総動員し、それらを最新のコンピュータ・システムを駆使して高度の情報処理を施す事で、様々な応用展開可能な有用なサービス群を生み出す実用的な仕組みと捉えるかでは、評価の視点が大きく異なる。本研究開発プログラムでは、その自らの「基本原則」及び「目的」の中で、それら双方の視点において取り組む姿勢を謳っているが、少なくとも今回の中間報告時点において、前者においては進行中の具体的プロジェクト群からいかなる有用な知見群が導き出され、それらのいくつかが体系化可能となり、さらには一般化できるかは、検証の対象となる特定の仮説や理論が未知、あるいは未定義のため、現時点で一定の判断を下すのは尚早と思える。言い換えると、今回の中間報告時点では、有意な学術的・一般化可能な理論的知見は顕著に見出せていない。

本研究開発プログラムは極めてチャレンジングな試みではあるものの、研究開発プログラムの目的設定については可能性と限界を踏まえるべきである。一方で、人的資源の限られた中で、如何にして新しい、イノベティブなプロジェクトを引き出すかという点で工夫が必要である。科学技術振興機構・社会技術研究開発センターとして、研究開発プログラムの目的を随時確認することや、研究開発プログラム全体の予算、期間、国内における人材層を総合的に見て、妥当であったのかどうか、遡って検証することが必要である。

2-2-2. 当該研究開発プログラムの事業運営改善への提案

本研究開発プログラムを含めた活動は、社会的にも極めて影響の大きい事業であるので、その運営に関しては、従来の延長線のプロジェクト設定、成果に対する曖昧な中低度の目標設定等を許容せず、あくまでも前項に記載した研究開発プログラムの目的のコンセプト・方針に沿って高い成果を求めようマネージしていくことを望みたい。そのためには、研究開発プログラム全体を貫くコンセプト・方針を理解したプログラムアドバイザーによる改善指導、開かれた評価機会（含評価委員会）での方向性の吟味等が有効であろうと考える。とりわけ、プログラム総括による強い指導と方向付けを要望したい。

さらに、「次世代のイノベーション」への展開をも考えるべきであり、その場合は、採択する分野について、それが将来の社会イノベーションにどのようにつながるのか、そして、その方向にプロジェクトを誘導するには、どのような知見と示唆が必要であるかについて、アドバイザー・ボードでの議論と合意が重要になるはずである。単に、個別案件の採択とその後の指導だけではなく、その背景にあって、サービス科学を推進するための新しい社会システムの将来ビジョンを描くことこそが必要になる。

また、世界の事情を鑑み、新しい研究開発成果の知財マネジメントを織り込むべきである。その上で、広く本研究開発プログラムの研究開発成果を発信していくことは極めて重要なので、カンファレンス、セミナー、ポスター展示等々の場を設定し、サービス科学の重要性、将来の発展可能性などを発表してほしい。分野によらず、産業の付加価値とサービスが密接に関係することを敷衍し、広く議論を喚起することが望まれる。

2-2-3. 社会技術研究開発センターの今後の事業運営改善への提案等

新しい時代を創造するのは、各社会問題領域にいる高名な研究者よりも、新鮮な研究心をもつ若手研究者をはじめとして、年代に関わらずイノベティブな仕事をする研究者である。そのような研究者に期待し支援するような研究資金の配分が必要である。このためには、提案の内容を吟味し、予算配分にメリハリを付ける等の柔軟な方法もあり得るのではないか。

NSF²の研究プログラムや欧州連合（EU）の世界最大規模の研究開発・人材育成・産学官連携プログラムである Framework Program (FP)³では、研究開発公募前のワークショップやイベント、コンソーシアム活動等を通して EU 圏のみならず世界中のイノベーションを組み込み、研究プログラムの内容や採択から運営まで強力でオープンなコミュニティを醸成している。また、研究プログラムのミーティングもワークショップ形式として一般参加が可能なイベントにするなど、研究プロジェクトの公募を盛り上げ、コミュニティを拡大し、次の新しい研究プログラムのロビー活動へと繋げていくような効率的な仕組みを作り上げている。

社会技術研究開発センターの各種活動はこのような仕組みを目指しているように思われるが、道半ばで困難を乗り越えている最中であろう。インターネットと SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によってフラットで透明になった世界においては、既存の学術コミュニティの維持や運営面で昨今大きな困難に直面している学会ばかりに期待することなく、本研究開発プログラムによる運営側と研究開発プロジェクト間の絆によって成果を創出する仕組みに、強力でオープンなコミュニティを加えていくことも重要であろう。

科学技術イノベーションは学者の世界だけでは成立せず、公的研究機関や大学に加え広く民間企業や NPO 等の市民組織・中間組織が参画・協力する仕組みが必要である。この点に関し、FP は、次世代の産業育成を目的として必要に応じ連携の幅を産学まで広げており、サービス科学研究開発への取組みに当たっては、科学技術振興機構や社会技術研究開発センターに限らず、日本の研究開発推進・支援機関として参考とすべき点が多くあるのではないか。

なお、我が国全体として政府、研究開発推進・支援機関、大学、企業等で行われているサービス科学研究開発からサービスのイノベーションを目指した様々な取り組みをさらに発展させる仕組みを国として推進していくことが重要ではないか。評価委員会としてもサービス科学の重要性を認識するからこそ、その取り組みを支援していきたい。

² アメリカ国立科学財団 (National Science Foundation, NSF)はアメリカ合衆国の科学・技術を振興する目的で 1950 年に設立された連邦機関

³ 欧州連合(EU)の Framework Program は、21 世紀の欧州イノベーション・システムを支える世界最大規模の研究開発・人材育成・産学官連携プログラム

検討経緯

平成24年度第1回「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」

評価委員会

平成24年11月1日

議事：

1. 評価の予定と進め方について
2. 評価項目について

平成24年度第2回「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」

評価委員会

平成24年11月2日

議事：

1. 評価対象研究開発プログラムプレゼンテーション
2. 総合討論
3. 評価項目の確定

平成24年度第3回評価委員会

平成24年12月12日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達

(平成17年 7月 8日 平成17年達第91号)

改正 (平成18年11月22日 平成18年達第99号)

改正 (平成19年 1月24日 平成19年達第 4号)

改正 (平成19年 4月11日 平成19年達第72号)

改正 (平成19年 6月13日 平成19年達第80号)

改正 (平成19年11月28日 平成19年達第124号)

改正 (平成20年 3月26日 平成20年達第27号)

改正 (平成22年 6月23日 平成22年達第105号)

改正 (平成23年 3月28日 平成22年達第53号)

改正 (平成23年 4月20日 平成22年達第112号)

改正 (平成23年 5月25日 平成22年達第115号)

改正 (平成24年 3月30日 平成24年達第57号)

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 研究開発領域に係る評価
 - 第 1 節 研究開発領域の評価
 - 第 2 節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価
 - 第 3 節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
 - 第 4 節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 3 章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 4 章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 5 章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価
- 第 6 章 評価方法等の周知、改善等

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、事業に係る評価実施に関する達（平成15年達第44号）に定めるもののほか、同達第 4 条第 2 号の規定に基づき、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で

公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合
(評価の担当部室)

第4条 この達における評価の事務は、センター企画運営室が行う。

第2章 研究開発領域に係る評価

第1節 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第5条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発領域の期間が5年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発領域
 - a 第2条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
 - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。

イ 領域総括

- a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
- b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。

(3) 評価者

社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則（平成17年規則第70号）第5条に規定する研究開発領域毎に設置する評価委員会（以下「領域評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価 (評価の実施時期)

第9条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発プログラムの設定前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第10条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第11条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プログラム
 - a 第6条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。
 - b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。
- (3) 評価者
会議が行う。
- (4) 評価の手続き
センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第6条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第12条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及び

センターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第13条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
(評価の実施時期)

第14条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第15条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a 第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発提案であること。

b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第16条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第17条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性

ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況

エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第18条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第19条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第20条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査
第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ プロジェクト企画調査計画
定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第21条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
 - イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第22条 問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）の評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第23条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第8条に規定するサービス科学プログラムの評価委員会（以下「サービス科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

サービス科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第24条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第25条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
 - a サービス科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第26条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の

水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

サービス科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第27条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、サービス科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第28条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第29条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第30条 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）の評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第31条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第10条に規定する政策のための科学プログラムの評価委員会（以下「政策のための科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

政策のための科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第32条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次

の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第33条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
政策のための科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第34条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
 - ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者
政策のための科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第35条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準
ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）
イ 研究開発成果がもたらした科学的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果
ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者
外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き
ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第36条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第37条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第5章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価

(評価の実施時期)

第38条 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第39条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の対象

a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。

b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。

c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること

イ 実装責任者

実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 実装計画

a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。

b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。

c 適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第40条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第41条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第6章 評価方法等の周知、改善等

(被評価者への周知)

第42条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第43条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第7章 雑則

(その他)

第44条 この達に定めるもののほか、社会技術研究開発事業に係る課題評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則（平成18年11月22日 平成18年達第99号）

この達は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年1月24日 平成19年達第4号）

この達は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年達第72号）

この達は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年6月13日 平成19年達第80号）

この達は、平成19年6月13日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成19年5月1日より適用する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年達第124号）

この達は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 平成20年達第27号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日 平成22年達第105号）

この達は、平成22年6月23日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成22年4月28日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年達第53号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年達第112号）

この達は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年達第115号）

この達は、平成23年5月25日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 平成24年達第57号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。